

デジタル・コンテンツに関する 法制度の検討状況

平成19年5月15日

事務局

- 「ITによる生産性の加速を実現するために」〔抜粋〕（伊藤隆敏、丹羽宇一郎、御手洗富士夫、八代尚宏）
（2007.2.27 第4回経済財政諮問会議 民間議員説明資料）

3. 成長分野創出のために

(2) デジタル・コンテンツ流通促進法制の整備

わが国では、貴重なデジタル・コンテンツの多くが利用されずに死蔵されている（例：過去のTV番組の再放送等が著しく制限）。インターネット上でデジタル・コンテンツを流通させるには、著作権、商標権、意匠権などの全ての権利者から事前に個別に許諾を得る必要があり、手続きコストがビジネス上見合わないためである。

デジタル・コンテンツ市場を飛躍的に拡大させるため、世界最先端のデジタル・コンテンツ流通促進法制（全ての権利者からの事前の許諾に代替しうる、より簡便な手続き等）を2年以内に整備すべきである。

- 成長力加速プログラム～ 生産性5割増しを目指して～〔抜粋〕
（2007.4.25 第10回経済財政諮問会議）

(2) 新事業化支援

② デジタルコンテンツの流通促進法制の整備

我が国コンテンツ産業の飛躍的な発展、国際展開を進めるため、デジタル化、ネットワーク化の特質に応じて、著作権等の保護や利用の在り方に関する新たな法制度や契約ルールの検討を進め、世界最先端のデジタルコンテンツ流通促進の法制度等を2年以内に整備する。

○ 成長力加速プログラム～生産性5割増しを目指して～〔抜粋〕 (2007.4.25 第10回経済財政諮問会議)

第二章 サービス革新戦略

3. IT革新 (2)ICT産業の国際競争力強化

「ICT改革促進プログラム」(平成19年4月20日)に基づき、通信・放送分野の改革を加速化するとともに、ICT産業の国際競争力を強化する。

○ ICT改革促進プログラム〔抜粋〕 (2007.4.20 第9回経済財政諮問会議 菅総務大臣提出資料)

2 通信・放送分野の改革の推進

(コンテンツ流通の促進)

- ④ 「コンテンツ競争力強化促進法(仮称)」を次期通常国会に向けて検討する。グローバルな市場で競争力を持つ放送番組などのコンテンツ制作とそのマルチユースを促進し、透明でオープンなコンテンツ取引市場を形成するとともに、その成果をクリエイターや利用者に適切に還元していく。

○ ICT国際競争力懇談会 最終取りまとめ (別添2) 重点分野における基本戦略〔抜粋〕 (2007.4.23 総務省)

Ⅲ-2 放送コンテンツの海外展開 3 具体的な取り組み方策

(2)著作権処理等に係る情報基盤の整備

- ② (前略)放送コンテンツに係る権利や交渉窓口に関する情報を収集・集約し、当該コンテンツの購入を希望する者や、コンテンツの海外展開を手がける者に対して広く公開し、その取引や、マルチウィンドウ展開、番組宣伝を含めた利活用を円滑化する仕組みが必要である。その際、放送事業者が現在構築している情報データベースを活用しつつ、新たなコンテンツ制作時に、継続的に所要の情報が入力され得るシステムの構築が重要である。
- ③ 著作権処理に係る課題は、権利に関する情報の集約・公開と、これによる処理の円滑化を通じて解決することを基本的な姿勢とすべきである。いわゆる「許諾権」の制限による対応は、質の高いコンテンツを創造するインセンティブを確保する観点から、著作権者その他幅広い関係者のコンセンサスが必要である。

日経ニューメディア(2006.7.24)「SPOTLIGHTーコンテンツ流通促進に向け新法を 登録制度と裁定制度が不可欠」[抜粋]

① 登録者

「コンテンツの登録窓口となる「登録機関」を設置し、権利者がコンテンツの登録を通じて自分が権利を持つコンテンツの二次利用を認めるかどうかを意思表示できる環境を整える。」

② 具体的に想定する法律効果

「権利者による必ずしも合理的ではない権利行使を制限したり、コンテンツの不正利用を防ぐ」

「登録機関はWebサイトなどを通じてコンテンツ情報を公開し、コンテンツ配信事業者がどの作品をネット配信の対象にできるのかを把握できるようにする。コンテンツ配信事業者は作品を利用する際に、使用目的や時期などを登録機関に申し出る。登録機関は使用目的などが不合理でない限り、その事業者に許諾を出す」

「登録対象となったコンテンツの利用を巡って争いが起きた場合は、新しい裁定制度の下でそれを解決する。現在の著作権法にも裁定制度はあるが、適用対象が限定されているため、ほとんど利用されていないのが現状だ。新しい裁定制度では適用場面を原則的に限定しないようにして、より多くのコンテンツ流通を巡る争いを解決できるようにする。」

岩倉 正和 氏(一橋大学大学院教授・弁護士)

日本経済新聞(2006.6.30)「通信放送融合の進め方(下) コンテンツ流通 登録制で」[抜粋]

① 登録者

「著作権者、著作隣接権者が合意の上で利用できる、独立の「商用コンテンツ任意登録制度」を著作権法の上に重ねて創設することが合理的な解決法であると考え。」

② 具体的に想定する法律効果

「コンテンツ供給者側には商品としてのルールを徹底するような著作権や著作者人格権の一部制限が考えられる。公開条件での包括利用許諾、常識の範囲内でのパロディーその他の二次創作のための使用自由化などの規定も可能だ(強行規定)。」

「コンテンツの生産、流通の関係者が明確な契約を結ばなかった場合に推定される法的関係(契約法)の規定など、取引行為の補完的制度(任意規定)の拡充制度も必要であろう。ちなみに、テレビ番組のブロードバンド環境での利用に関するルールも、基本的にこの中で規定することができる。」

境 真良 氏(早稲田大学客員助教授)

日本経済新聞(2007.1.31)「デジタル時代のコンテンツ(上) 著作権法離れ 新制度作れ」〔抜粋〕

① 登録者

「デジタルコンテンツ法は商業的に利用されるコンテンツを念頭に置いているが、商業的な利用が望ましいか否かはコンテンツによって一概には言えないから、権利者がどちらも選択できる仕組みにするとよいだろう。そのためには、デジタルコンテンツ法適用を希望する場合は権利を登録する制度が便利である。」

② 具体的に想定する法律効果

「デジタルコンテンツ法の下に登録された権利に関しては、海賊版を取り締まるための特別な組織を用意するとよいであろう。」

「権利者間で生じる紛争を解決するためには、低コストの紛争解決システムの導入が必要である。さらに、通行人が偶然映っているような場合に、その人を探し出して許諾を求める代わりに、一定の許諾料を供託してコンテンツの利用を認める「みなし許諾」の制度も導入されると便利であろう。」

「私的使用以外に、公益を根拠とする権利制限(報道や教育目的によるコンテンツ利用)が赦される範囲をどこまで認めるかとか、権利の存続期間ほどの程度の長さの設定することがよいかといった点・・・(中略)・・・これらの問題についても、コンテンツの創作活動と流通取引のいずれにとっても障害とならないような制度の実現を基本的な視点とした制度設計が必要であろう。」

小塚 莊一郎 氏(上智大学教授)

「デジタル化・ネットワーク化時代における著作権法制の中長期的なあり方について(中間取りまとめ) —産業活性化のための複線化システムの提案—概要」(2007.2.20)〔抜粋〕

① 登録者

「互いに自由に利活用しあうことを主眼とするものや、円滑な利活用と実効的な保護による著作物の財産的価値実現に主眼をおいたものなどが考えられ、その活用については、権利者の意志にゆだねられるようにすることが考えられる」

「多くの人の知を結集することにより新たな創作物が生まれる場合などにおいては、利活用促進の観点から、権利者のより一層の明確化を図るための諸制度・インフラ整備が求められる。権利者明確化の方策としては、現行の裁定制度の利用促進や、権利者明確化のための新たな登録制度の導入などが考えられる」

② 具体的に想定する法律効果

「著作権(財産権)について、本人の意志に基づく権利の放棄を法制度上位置づけたり、著作者人格権について、一定の条件のもとで本人の意思に基づく不行使や法規などを認めたり、その効力を担保したりすることが可能かについて検討すべき」

「権利者に多大の侵害を与えているおそれがあるような場合について、私的複製の在り方をどう考えるか検討が必要」

「許諾権と報酬請求権、刑事罰の有無を使い分けることも考えられる」

「現行の個別的な権利制限規定に加えて、定性的な要件のみを規定した包括的な権利制限規定を置くべきかについても検討が必要」

(社)日本経団連 知的財産委員会